

# 稲作経営者の将来展望

～米政策の見直しに関する稲作経営者の意見～

平成14年7月18日  
全国稲作経営者会議  
第27回全国稲作経営者現地研究会

これは、米政策の見直しにあたって、われわれ稲作経営者が自らの経営判断に基づき、米の生産と販売に積極的に取り組むことで、将来にわたって自信と誇りを持てる「稲作」による経営を確立し、さらには、水田農業の構造改革をはじめとする、今後のわが国の稲作農業のあり方を展望するために意見するものである。

## ・見直しに当たっての基本的視点

米は日本人の糧であり、稲作は日本の文化と国土・環境保全の基礎をなすもので、われわれ稲作経営者は、こうした誇りと責任を持ちたいと望んできたが、永年にわたる米の生産調整は結果として稲作経営に対する誇りと魅力を失わせてきた。

もとより国民の主食たる米は、安定的に供給される必要があり、かりそめにも投機の対象になるようなことがあってはならない。このため、将来とも競争が担保され、需要に見合った一定の計画的な生産など安定供給のための仕組みは必要と考える。

そこで米政策の見直しにあたっては、

稲作経営者の創意工夫が生かせるよう、「選択制」を基本に、力強い稲作経営の確立をめざすこと。

需要に見合った計画生産に、一定の競争原理が働く仕組みを加えると同時に、急激な米価の下落を招かないようなソフトランディングを図る施策を講じること。

この結果、相当の水田が荒廃化することも危惧され、国民のかけがえのない資産である水田の機能を維持・保全するための施策を別途講ずること。

新たな米政策については、稲作経営者が長期計画が立てられるよう、少なくとも5年間は変更のない一貫性があるものとする。

## ・需給調整と生産調整について

(需要に見合った生産の目標と経営者の主体的な取り組み)

米の需給調整にあたっては、用途別、価格別などの実態を反映させ、真に需要に見合った生産数量の目標を的確に示すとともに、稲作経営者の経営判断による主体的な取り組みを進め得るものとする。

なお、生産目標の提示にあたっては、農村現場における管理を実効あるものにするため、生産面積を併せて示すこと。

(メリット助成と自己責任)

生産調整を選択する稲作経営者に対しては、地域の実情に即して効果が実感できるメリット対策を講ずる一方、生産調整を選択しない稲作経営者は自己責任においてリスクを負うものとする。

(備蓄および過剰による価格低下への対応)

備蓄については6月末時点で常時100万トン程度とすることになっているが、一定の豊凶等による需給調整にも対応する弾力的な運用を行うこと。

また、過剰による価格低下への対応としては、上記のメリット助成と自己責任を基本にし、さらには一定の競争原理が反映する形で、エサ米処理等の多様なシステムを確立すること。

## ・米流通制度について

(計画流通制度の見直し)

現行の計画流通制度を含めた見直しを行い、多様な米流通のルートが共存し得るより弾力的な制度とすること。

( 価格形成機能の整備と流通情報の提供 )

上記の米流通制度の見直しに対応して、米の価格形成機能を整備するとともに、多様な米流通の情報が迅速かつ的確に稲作経営者および流通業者等に提供される仕組みを整備すること。

( 米検査員の資格取得に関する運用改善 )

米の生産者自らが品質管理に責任を持つ観点から、稲作経営者自らが広く米の検査員資格を取得できるよう運用の改善を図ること。

### ・水田農業の構造改革について

( 経営所得安定対策の創設 )

認定農業者等の担い手を対象として、急激な価格変動に対するセーフティネット( 経営所得安定対策 ) を、早急に整備すること。

( 農業災害補償制度の改正 )

農業災害補償制度については、制度発足当時との時代背景の違い、品種改良、生産技術の向上などによる事故率の低下、経営者の能力や努力による事故率の格差の実態など、総合的に勘案して、任意加入制度を含めたメニュー方式を検討すること。

( 担い手への農地の面的集積の促進 )

経営規模の拡大を進めてきた稲作経営者が直面している大きな課題は、ほ場の分散が解消できず、経営の効率化が進まないことにある。とりわけ、地域主義的な強制感を伴う生産調整のあり方が、効果的な規模拡大を阻害してきた。

このため米政策の見直しとあわせて、農場を単位とした農地の面的な集積をダイナミックに進める対策を講じること。

( 基盤整備と麦・大豆等の本作化の推進 )

「食料・農業・農村基本計画」による食料自給率の向上を実現するためにも、引き続き田畑輪換が行える基盤整備をさらに推進する必要がある。

また、われわれ大規模な稲作経営者は、水田農業の確立を図る観点からすでに麦・大豆の専用機を導入するなど大きな投資を行っており、適地適作を念頭に置いた麦・大豆・飼料作物等の本作化に向けた支援策を継続すること。

( 経営改善のための支援策の充実 )

これからの大規模稲作経営は、加工や販売あるいは、冬期間の新たな事業展開など経営の多角化を一層進める必要がある。

このためには、新たな資本投下と大きな運転資金を必要とするが、現在こうした資金の手当てに苦しんでいるのが現状である。

このため、設備資金・運転資金についての長期低利の融資、新たな技術革新・市場開拓や雇用の拡大など地域への貢献につながる投資等に対する税制の特例( 準備金制度等 )

・個別助成などの支援策を拡充すること。

### ・米の消費拡大への取り組み

近年の急速な米消費の減退は、単に稲作経営者に困難をもたらすだけでなく、国民の将来にわたる食や健康の確保からも大きな問題であり、政府が推進する食生活指針を真に定着させていく必要がある。

このため、米の消費拡大については、われわれ稲作経営者自らも取り組みに努めることは当然のことであるが、学校給食等に地元産米の使用を推進するなど、国民的課題として取り組むこと。

### ・かけがえのない水田の維持・保全

わが国の水田は、将来にわたる地球規模での食料や環境問題を見据えても、国民のかけがえのない資産である。このため、今回の米政策の見直しと関連して、米のエサ化、飼料稲等多様な用途についての技術革新や普及定着に向けた支援策など水田機能を維持

するための施策を別途検討すること。

**・WTO農業交渉に向けて**

われわれは、米作のさらなるコスト低減と品質の向上に全力を傾注していく必要があると考えるが、諸外国の広大なほ場と安価な労働力に裏付けられた米生産との裸の競争には、我が国の稲作に展望を持つことは困難である。今後のWTO農業交渉においては、我が国の水田農業が健全に成り立つために必要な国境措置を実現すること。

また、わが国の米の生産過剰の実態、関税化を実施したこと等を踏まえ、ミニマムアクセス米の圧縮を図ること。